

広島県告示第二百五十五号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
独立行政法人労働者健康安全機構 中国労災病院	呉市広多賀谷一丁目五番一号	令和七年三月三〇日	更新
医療法人 蜂須賀整形外科	広島市西区己斐本町二丁目二番一七号	令和七年三月三〇日	更新
独立行政法人国立病院機構 呉医療センター	呉市青山町三番一号	令和七年三月三〇日	更新
医療法人社団仁慈会 安田病院	竹原市下野町三一三六番地	令和七年三月三〇日	更新
西福山病院	福山市松永町三四〇番一号	令和七年三月三〇日	更新
医療法人 かがやき会 奥田整形外科皮膚科医院	広島市西区井口明神一丁目一五番二二号	令和七年三月三〇日	更新